

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4章 保税地域</p> <p>第3節 保税蔵置場</p>	<p>第4章 保税地域</p> <p>第3節 保税蔵置場</p>
<p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43の3－2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p>	<p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43の3－2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p>
<p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 令第36条の3第8項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70－3－1の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 削除</p> <p>ホ～ナ (省略)</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 令第36条の3第8項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70－3－1の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ <u>大麻取締法</u>（昭和23年法律第124号）</p> <p>ホ～ナ (同左)</p>
<p>第6章 通 関</p> <p>第1節の2 輸出申告の特例</p> <p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70－1－1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>第6章 通 関</p> <p>第1節の2 輸出申告の特例</p> <p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70－1－1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前					
別表第1			別表第1					
法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等			
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)			
ロ. 輸出の制限、禁止関係			ロ. 輸出の制限、禁止関係					
(イ)～(ニ) (省略)	(省略)	(省略)	(イ)～(ニ) (同左)	(同左)	(同左)			
(削除)	(削除)	(削除)	(ホ) <u>大麻取締法</u> <u>(昭和23年法律第124号)</u>	<u>第4条《禁止行為及び許可》</u>	<u>同法第4条の規定により厚生労働大臣が発行した輸出許可書又はその写し</u>			
(ホ)～(ヲ) (省略)	(省略)	(省略)	(ホ)～(ヲ) (同左)	(同左)	(同左)			
ハ. (省略)	(省略)	(省略)	ハ. (同左)	(同左)	(同左)			
別表第2 (省略)			別表第2 (同左)					
第3節 一般輸入通関			第3節 一般輸入通關					
(他法令による許可、承認等の確認)								
70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。								
(1)～(4) (省略)								
別表第1								
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等			
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)			

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
口. 輸入制限、禁 止関係 (イ)～(ハ) (省略)	(省略)	(省略)	口. 輸入制限、禁 止関係 (イ)～(ハ) (同左)	(同左)	(同左)
(ニ)削除	(削除)	(削除)	(ニ)大麻取締法 <u>(昭和23年法律 第124号)</u>	<u>第4条《輸入等 の禁止》</u>	<u>第4条の規定により厚生労働 大臣が交付する「大麻輸入許 可書」又はその写し</u>
(ホ)～(ウ) (省略)	(省略)	(省略)	(ホ)～(ウ) (同左)	(同左)	(同左)
別表第2 (省略)			別表第2 (同左)		